

令和 2 年第 4 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第1号	八千代市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について	1 頁
議案第2号	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3 頁
議案第3号	八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第4号	八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第5号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第6号	八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	15 頁
議案第7号	令和2年度八千代市一般会計補正予算(第8号)	19 頁
議案第8号	令和2年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	19 頁
議案第9号	令和2年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	19 頁
議案第10号	令和2年度八千代市水道事業会計補正予算(第2号)	19 頁
議案第11号	令和2年度八千代市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	19 頁
議案第12号	八千代市第5次基本構想について	21 頁
議案第13号	契約の締結について ((仮称) 八千代市学校給食センター東八千代調理場整備・運営事業)	23 頁
議案第14号	路線の認定について	25 頁
議案第15号	監査委員の選任について	27 頁

議案第1号

八千代市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
八千代市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

八千代市長 服部友則

八千代市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生産緑地地区に定めることができる区域の規模を定めるため、条例を制定いたしたい。

議案第 2 号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(八千代市下水道条例の一部改正)

第 1 条 八千代市下水道条例（昭和 4 3 年八千代市条例第 4 2 号）の一部を次
のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合
（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平
均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適
用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割
合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」
を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(八千代市八千代都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 八千代市八千代都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 4
8 年八千代市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合
（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平
均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適
用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割
合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」
を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(八千代市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 八千代市国民健康保険条例(平成6年八千代市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(八千代市市営住宅等管理条例の一部改正)

第4条 八千代市市営住宅等管理条例(平成9年八千代市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(八千代市介護保険条例の一部改正)

第5条 八千代市介護保険条例(平成12年八千代市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(八千代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第6条 八千代市後期高齢者医療に関する条例(平成20年八千代市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め，「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り，「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に，「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は，令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し，同日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い，関係条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

八千代市長 服部友則

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和
49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の205」を「100分の200」に改める。

第2条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部
を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の200」を「100分の202.5」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4
月1日から施行する。

提案理由

市長等及び議長等の期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正いたし
たい。

議案第4号

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

八千代市長 服部友則

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八千代市一般職員の給与に関する条例(昭和32年八千代市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「月額」を「額」に改め、同項第1号中「1箇月」を「月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間」に改め、同項第2号ア中「3,980円」を「月額3,980円」に、「5,560円」を「月額5,560円」に、「8,390円」を「月額8,390円」に、「10,900円」を「月額10,900円」に、「13,950円」を「月額13,950円」に改め、同号イ中「3,980円」を「月額3,980円」に改め、同号ウ中「39,430円を超えるときは39,430円」を「月額39,430円を超えるときは、月額39,430円」に改め、同項第3号中「自転車等を」を「、自転車等を」に改め、「の合計額」を削る。

第15条中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

第16条第1項、第3項及び第4項、第17条並びに第18条中「第20条」を「第20条第2項」に改める。

第20条中「勤務1時間」を「第15条に規定する勤務1時間」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則第19項中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

(八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第25条第1項中「第22条第4項」を「第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」に、「」を「」に改める。

第6条 八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

第16条第1項中「規定」の次に「(第22条第2項を除く。)」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、給与条例第22条第4項から第6項までの規定中「第2項」とあるのは、「八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第2項」と読み替えるものとする。

第16条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第25条第1項中「規定」の次に「(第22条第2項を除く。)」を加え、「第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中」を「第22条第4項中「第2項」とあるのは「八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第25条第2項」と、」に改め、「平均額」の次に「と、同条第5項及び第6項中「第2項」とあるのは「八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第25条第2項」」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条の規定による改正後の八千代市一般職員の給与に関する条例第12条の規定は、令和3年4月以後の月分の通勤手当の支給について適用し、令和3年3月以前の月分の通勤手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の八千代市一般職員の給与に関する条例第16条、第17条、第18条及び第20条の規定は、令和3年4月以後の月分の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給について適用し、令和3年3月以前の月分の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、なお従前の例による。

(八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 八千代市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

(八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部改正)

- 5 八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例（平成25年八千代市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「第20条」を「第20条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第2条中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、期末手当の支給割合を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年八千代市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「属する家庭的保育事業等」の次に「を利用している乳児又は幼児」を加える。

第 2 4 条第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号」に改める。

第 3 8 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等のため、条例を改正いたしたい。

議案第6号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

八千代市長 服部友則

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和48年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造と

すること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の八千代市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充

電設備に係る位置，構造及び管理に関する基準の適用については，なお従前の例による。

提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い，条例を改正いたしたい。

議案第 7 号 令和 2 年度八千代市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 8 号 令和 2 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 9 号 令和 2 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 10 号 令和 2 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 11 号 令和 2 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第12号

八千代市第5次基本構想について

八千代市第5次基本構想を別冊のとおり定めるため、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

八千代市長 服部友則

提案理由

人口減少や超高齢化の影響を踏まえた将来の展望を描き、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていくための指針として、令和3年度を初年度とし令和10年度を目標年度とする、八千代市第5次基本構想を定めたい。

議案第13号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和2年11月30日提出

八千代市長 服部友則

記

- 1 契約事項 (仮称)八千代市学校給食センター東八千代調理場整備
・運営事業
- 2 契約方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 6,054,376,241円
(上記契約金額に金利変動及び物価変動に伴う増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内)
- 4 契約の相手方 八千代市大和田112
株式会社東八千代学校給食サービス
代表取締役 荻久保 英男

提案理由

(仮称)八千代市学校給食センター東八千代調理場整備・運営事業について、株式会社東八千代学校給食サービスと契約を締結いたしたい。

議案第14号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和2年11月30日提出

八千代市長 服部友則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
150175	村上 265号線	村上字五百堂 3248番	村上字五百堂 3280番1		
150176	村上 266号線	村上字五百堂 3249番1	村上字五百堂 3249番1		
150177	大和田 154号線	大和田字源山 89番22	大和田字源山 89番25		
210159	大和田新田 479号線	大和田新田字壺本松前 188番47	大和田新田字壺本松前 188番54		
220129	高津 136号線	高津字宮ノ前 309番45	高津字宮ノ前 309番42		
300562	萱田町 74号線	萱田町字池ノ谷津 706番18	萱田町字池ノ谷津 706番14		
300563	大和田新田 480号線	大和田新田字向山 474番6	大和田新田字向山 474番30		
400507	緑が丘西 135号線	緑が丘西八丁目 10番8	緑が丘西八丁目 10番50		
400508	緑が丘西 136号線	緑が丘西七丁目 4番20	緑が丘西七丁目 4番18		
400509	緑が丘西 137号線	緑が丘西五丁目 18番14	緑が丘西五丁目 18番8		

400510	吉橋 7 6号線	吉橋字内野 1058 番 101	吉橋字内野 1058 番 95		
400511	吉橋 7 7号線	吉橋字内野 1058 番 102	吉橋字内野 1058 番 110		
400512	吉橋 7 8号線	吉橋字内野 1058 番 99	吉橋字内野 1058 番 105		
400513	歩行者道 6 5号線	吉橋字内野 1058 番 95	吉橋字内野 1058 番 95		
400514	大和田新田 4 8 1号線	大和田新田字貞光寺野 926 番 53	大和田新田字貞光寺野 926 番 58		
400515	大和田新田 4 8 2号線	大和田新田字八幡藪 999 番 4	大和田新田字八幡藪 999 番 8		
600194	米本 5 2号線	米本字大山 2380 番 111	米本字大山 2380 番 118		
700567	村上 2 6 7号線	村上字松葉 1201 番 11	村上字松葉 1201 番 9		
700568	上高野 1 9 8号線	上高野字上谷津台 1079 番 30	上高野字上谷津台 1079 番 15		
700569	上高野 1 9 9号線	上高野字上谷津台 1067 番 47	上高野字上谷津台 1106 番 10		

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第15号

監査委員の選任について

八千代市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和2年11月30日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 大谷益世
住所 東京都江東区豊洲

提案理由

令和2年12月31日をもって任期満了となることに伴い、次期監査委員を選任いたしたい。

